

## 福山市離島における指定居宅サービス等の提供に伴う交通費補助について

福山市の離島に居住する福山市の要介護者等に対し、指定居宅サービス事業者等が指定居宅サービス等を提供する際に負担する渡船費用の一部を補助することにより、当該地域における指定居宅サービス等の円滑な提供を図ることを目的とし実施するものです。

### ●対象地域

福山市走島町

### ●対象者

対象地域に事業所がなく、対象地域を通常の業務の実施地域とする事業所を本市に有する指定居宅サービス事業者等。ただし、指定居宅サービス事業者等が対象地域に事業所を有する場合で対象地域外の事業所によりサービスの提供を行うときは、当該事業所によるサービス提供時に限り補助の対象とします。

### ●対象サービス

訪問介護等サービス	通所介護等サービス
<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅介護支援</li><li>・介護予防支援</li><li>・訪問介護</li><li>・（介護予防）訪問入浴介護</li><li>・（介護予防）訪問看護</li><li>・（介護予防）訪問リハビリテーション</li><li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li><li>・夜間対応型訪問介護</li><li>・（介護予防）小規模多機能型居宅介護（通いサービス及び宿泊サービスを除く。）</li><li>・複合型サービス（通いサービス及び宿泊サービスを除く。）</li><li>・居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が行う住宅改修の理由書作成</li><li>・指定介護予防相当訪問事業</li><li>・介護予防ケアマネジメントA</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・通所介護</li><li>・（介護予防）通所リハビリテーション</li><li>・（介護予防）短期入所生活介護</li><li>・（介護予防）短期入所療養介護</li><li>・地域密着型通所介護</li><li>・（介護予防）認知症対応型通所介護</li><li>・（介護予防）小規模多機能型居宅介護（通いサービス及び宿泊サービスに限る。）</li><li>・複合型サービス（通いサービス及び宿泊サービスに限る。）</li><li>・指定介護予防相当通所事業</li></ul>

●補助対象額

回数乗船券の販売価格を販売綴枚数で除して得た額に、次に掲げる指定居宅サービス等の区分に応じた回数に乗じて得た額

ア 訪問介護等サービス

現に訪問介護等サービスを行うために渡船を利用した回数。ただし、1日につき、乗船回数については対象地域において現に指定居宅サービス等を提供する者1人につき2回を限度とします。

イ 通所介護等サービス

現に通所介護等サービスに係る要介護者等の送迎（要介護者等の渡船費用を指定居宅サービス事業者等が負担した場合に限る。）のために渡船を利用した回数。ただし、1日につき、乗船回数については要介護者等及び現に要介護者等を送迎する指定居宅サービス等を提供する者それぞれ1人につき2回を限度とし、要介護者等を送迎する者の人数については1人を限度とします。

●留意事項

次のいずれかに該当する場合は、補助の対象としません。

ア サービス提供事業者等が要介護者等から交通費の支払を受ける場合

イ 指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関し、送迎に係る加算を算定した場合

●事務の流れ

	4月	5月	6月	7月	2月	3月	4月	5月
福山市		★ 決定通知				● 変更申請書類, 実績報告書, 請求書送付		★ 変更決定通知, 確定通知
事業者 (従前からのサービス提供事業者)	■ 申請	◆ 状況報告(4月分)	◆ (5月分)	◆ (6月分)	◆ (1月分)	◆ 次年度申請(2月分) (3月分)	■ 変更交付申請	● 給付実績確認後支払
事業者 (年度途中から事業を開始した事業者)			→ 事業開始 ● 申請書等受取	◆ 状況報告(6月分)	◆ (1月分)	◆ 次年度申請(2月分) (3月分)	■ 変更交付申請	● 実績報告, 請求